

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

資料 1 - 4

（１）制度の周知・啓発、担い手の養成

〔令和5年度分〕

No.	事業名	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5)	今後の方向性
1	制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、権利擁護に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課	市HPにて制度の周知を図っている。	A	引き続き実施。
2	制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの研修を開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	権利擁護支援センター	地域住民等を対象とした講演会等を実施した。（地域住民向け講演会1回115名（うち長久手市民4名）、行政・福祉関係者向け学習会1回74名（うち長久手市6名）、福祉職向け学習会1回21名（うち長久手市2名）	A	成年後見制度を含む権利擁護に関する広報、啓発を実施する。
3	制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や事業所を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	権利擁護支援センター	法律職・医療職・福祉関係者、行政職員等を対象に1回の研修会を実施し、70名（うち長久手市7名）が参加した。	A	成年後見制度の基礎的な研修会の実施。また医師会との連携を強化し、法律、医療、福祉、行政を含む関係機関との研修会を引き続き実施する。
4	相談会の実施	成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的に実施します。	福祉課 権利擁護支援センター	市役所において月1回の予約制の巡回相談を実施した。（通算2回／相談者2名／対象者1名）（長久手市のみの数字）	A	引き続き、成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的に実施する。
5	虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、ケースの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	権利擁護支援センター	虐待事例検討会を6回開催し、110名が参加した。（うち長久手市7名）また、尾張東部権利擁護支援センター権利擁護アドバイザーからのSVの実施1回（うち長久手市1回）	A	行政、福祉関係者を対象とした事例検討会の実施。またスーパーバイザー派遣事業による個別ケースにおける助言等、継続的に実施する。
6	市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	権利擁護支援センター	市民後見人養成研修説明会を2回開催し73名が受講した。（うち長久手市民2名）また、ミニ説明会を3回開催し82名が受講した。（うち長久手市民5名）また、フォローアップ研修を6回、市民後見人交流会を2回開催した。	A	市民後見人の周知、啓発をはじめ、意思決定支援を中心とした権利擁護支援の担い手の育成を実施する。
7	成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座を開催します。	権利擁護支援センター	住民向け成年後見勉強会を1回開催し、32名が受講した（うち長久手市民2名）	A	住民を対象とした権利擁護支援サポーターの養成研修を実施する。
8	法人後見の推進	法人事業として、市内にある法人が成年後見制度の受任を実施できるように継続的な案内と支援を行います。	福祉課 権利擁護支援センター	成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会において、法人後見の検討を行った。社会福祉法人が1件受任した。（うち長久手市1件）	A	引き続き、同理委員会において、検討を進める。
9	意思決定の支援	事業所や相談支援専門員などが本人の意思をくみ取り、本人の意思に基づいた支援を行えるようにするための研修を行います。	福祉課 権利擁護支援センター 基幹相談支援センター	意思決定支援研修を1回開催し、17名（うち長久手市4名）が参加した。	A	引き続き実施。

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

(2) 困りごとの発見・受け止める体制づくり

[令和5年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5)	今後の方向性
1	個別訪問調査	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	今まで定められていなかった実施要領を制定し、調査の対象者、実施方法等と明確にした。名に対し調査を行い、うち76名に訪問調査を行った。	A	現時点においては未定。
2	消費生活相談の周知と対応	消費生活相談の窓口について周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につなぎます。	地域共生推進課			
3	相談対応	親族や福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、必要な場合には、権利擁護支援センターへつなぎます。	福祉課			
4	虐待発見時における支援体制の構築	経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備などの一連の支援をできるよう支援体制を構築します。	福祉課 権利擁護支援センター			
5	市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課	未実施(対象者なし)	-	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な申立等の対応を行う。
6	成年後見制度利用支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課	3名に対して市長申立費用助成及び報酬助成を行った。	A	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な助成等の対応を行う。
7	法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや複合的な権利侵害があり、高度な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるよう権利擁護支援センターなどが後見人等となり、後見業務を行います。	権利擁護支援センター	1人（長久手市民）の法人後見を受任している。	A	適切な金銭管理及び意思決定支援を中心とした身上保護を実施していく。
8	日常生活自立支援事業の実施	福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
9	個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合って日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 権利擁護支援センター	市、権利擁護支援センター、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所及び後見人等がそれぞれに必要な場面で関わり、必要に応じて情報共有を行っている。	A	引き続き、関係者間での連携体制づくりを進める。

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【 評価 】	
A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

（３）地域連携ネットワークの推進

[令和5年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R5年度】取組実績、特記事項等	評価 (R5)	今後の方向性
1	権利擁護の主導的連携	権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターと継続的な連携を図ります。	福祉課			
2	権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、権利擁護支援センターや基幹相談支援センター等と連携して対応します。また、必要時には、専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課			
3	広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部の5市1町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 権利擁護支援センター	適正運営委員会を6回実施した。 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会を2回実施した。	A	地域連携ネットワークの一つの重要な会議と位置づけ、個別支援の蓄積から地域課題を導き、協議会としての機能の充実を図る。
4	中核機関の適切な事業運営及び機能強化	中核機関として適切に運営できるよう、職員の体制を充実し、専門的機能の向上・安定的な運営に努めます。また、中核機関の機能強化に努めます。	福祉課 権利擁護支援センター	中核機関のコーディネート機能を強化するため、権利擁護支援センターの職員体制を強化した。	A	引き続き、市及び権利擁護支援センターが連携し、中核機関の機能強化に努める。
5	広域による中核機関の整備	権利擁護支援センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。	福祉課			